

こ まも じょうれい
子どもを守る条例



枚方市
ひこぼしくん

ひらかたし こ えがお すこ せいちょう
枚方市は、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちを

もくひょう す こ まも じょうれい せいいてい
目標に据えて、「子どもを守る条例」を制定しました。

こ たいせつ そんざい
子どもはとても大切な存在です。

しあわ だいいち かんが しゃかいぜんたい まも
みなさんの幸せを第一に考え、社会全体で守っていく

じょうれい つく
ためにこの条例は作られました。

1. こ まも じょうれい
子どもを守る条例とは

2. こ けんり
子どもの権利とは

3. し
みんなに知っておいてほしいこと

4. おとな やくわり
大人の役割について

ここを押すと
ぜんかいはなしみ
前回の話が見れるよ

かいめ はいしん み
1回目の配信は見てくれましたか？

よ
まだのひとは読んでみてくださいね。

こんかい かいめ はいしん
今回は2回目の配信です。



2. ^こ子どもの^{けんり}権利とは

^{こんかい}
今回は、ぼくもあなたも
みんなが持^もっている
^こ子どもの^{けんり}権利について
^{はなし}
お話していきます♪



MEMO

^{けんり}
「権利」とは、「^{こと}ある事をする、またはしないこと
ができる^{のうりよく}能力・^{じゆう}自由。」⇔^{ぎむ}義務。^{こうじえん}（広辞苑より）

みなさんは、子どもに権利があることを
知っていますか？



世界には、「**児童の権利に関する条約**」といって、

子どもが持つ権利を定めた国際条約があります。

日本では、「**児童福祉法**」という法律で、

国際条約で定めている子どもの権利を守る
ことを約束しています。



そして、枚方市の^{ひらかたし}子ども^こを守る^{まも}条例^{じょうれい}も、子ども^この権利^{けんり}を
尊重^{そんちょう}することを前提^{ぜんてい}に考え^{かんが}て作^{つく}られています。

前 文

「^{つぎ}次の^{じだい}世代^{にな}を担^こう子ども^{しあわ}の幸^{だいいち}せ^{かんが}を第一^{かんが}に考^{かんが}え、
子ども^こをひとり^{にんげん}の人間^{そんちょう}として尊^{そんちょう}重^{そんちょう}し、すべての
子ども^こが持^もつ権^{けんり}利^{じゆう}や自^{さいだいげん}由^{そんちょう}が最大^{しゃ}限^{しゃ}尊^{しゃ}重^{しゃ}される社^{しゃ}会^{かい}
の实现^{じつげん}に向^むけ・・・」

(子ども^こを守る^{まも}条例^{じょうれい} 前文^{ぜんぶん}より)



こ けんり おお 4 しゅるい わ
子どもの権利は、大きく4種類に分けられます。



みんなはどんな権利を
も 持っていると思いますか？
おも 思いつくものを
い 言ってみましょう。



① い けんり 生きる権利

たとえば…



ふとん
あったかいお布団で
あんしん ねむ
安心して眠る
ことができる

すべての子どもは

いのち まも い
命を守られ、生きることが

できます。



なか す
お腹が空いたら
はん た
ご飯を食べる
ことができる

びょうき
けがや病気をしたら
びょういん ちりょう
病院で治療ができる



② そだ けんり 育つ権利



がっこう
学校でいろんなことを
まな
学ぶことができる

たとえば・・・

とも げんき
友だちと元気に
あそ
遊ぶことができる



こ
すべての子どもは、
う のうりよく じゅうぶん
もって生まれた能力を十分に
の せいちょう
伸ばしながら成長することが
できます。

③ 守られる権利

たとえば…

むり
無理やり
はたら
働かされない

まやく かく ざい
麻薬や覚せい剤など
きけん
危険なものから
まも
守られる



すべての子どもは、

いろんなことから

まも
守られることになっています。

ぼうりょく さべつ
暴力や差別から
まも
守られる



④ 参加する権利

たとえば・・・

自分の気持ちを
言うことができる



いろいろな情報や
考えを知ることができる

自由に考えたり
信じたりすることができる

すべての子どもは、

自由に意見を言ったり

集まりに参加したりする

ことができます。

① い けんり
生きる権利

② そだ けんり
育つ権利

③ まも けんり
守られる権利

④ さんか けんり
参加する権利

MEMO

じどう けんり かん じょうやく
児童の権利に関する条約は
ぜんぶん ほんぶん じょう
前文と本文54条でできて
います。



みなさんには
たくさんたいせつの大切なけんり権利が
あるということが
わ分かりましたか？



たいせつ けんり も
大切な権利を持っているみなさんは、
ほんとう たいせつ ほんざい
本当に大切な存在だということです。



だから、**自分のことを大切にしてください。**

そして、**他の人にも自分と同じように大切な権利がある**ということも、**覚えておいてください。**

周りのひとやお友だちのことも大切にしましょう。





こま そうだん
困ったときは相談しましょう。

じぶん きも った
自分の気持ちを伝えることができる
というのも、こ けんり
子どもの権利です。

こま なや
困ったとき、悩んだとき、しんどいとき、
いやなことがあったときには

がまん おし
我慢しないで教えてください。

みちか そうだん
身近なひとに相談できないときは、

いつでも相談できる場所があります。

つぎ そうだんまどぐち しょうかい
次のページで相談窓口を紹介します

こ ども の 育 ち 見 守 り セ ン タ ー と な と な

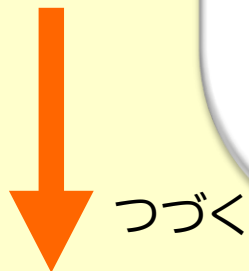
☎ 050-7102-3221

げつ よう び きん よう び しゅく じつ やす
月曜日～金曜日(祝日は休み) 9:00～17:30

おうちのこと、友だちのこと、学校のこと
自分(じぶん)のこと、なんでも相談(そうだん)にのります。

「となとな」には、「いつでもあなたのとなりに
いますよ」という意味(いみ)があります。

あなたは、ひとりじゃないですよ。
いつでも気軽(きがる)に相談(そうだん)してください。



こ えが お ま も 子どもの笑顔を守るコール いじめホットライン

☎ 072-809-7867

げつ よう び きん よう び しゅく じつ やす
月曜日～金曜日(祝日は休み) 9:00～17:00

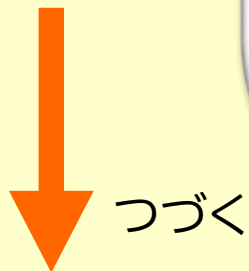
いじめのことなどについて相談そうだんにのります。

ちい
小さなことでもいいです。

こま
困こまっているとき、しんどいとき、学校がっこうに行きたいた

くないなあって思おもうとき、いつでも

そうだん
相談そうだんしてくださいね。



じ かん そ う だ ん う け つ け

24時間相談受付ダイヤル

なにわっこ にっこり

☎ 0120-7285-25

こ せんよう
子ども専用のフリーダイヤルです。

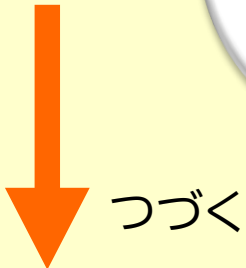
じ かん に ち う け つ け
24時間365日受付していますので

おうちのことや友だちのこと、とも学校のこがっこうと

いじめのこと、じぶん自分のことなど

なんでもいつでも相談そう だ んしてください。

よ な か だ い じ ょ う ぶ
夜中でも大丈夫です。



じぶん たいせつ けんり し
自分には大切な権利があるということを知ることが、
とても大切なことです。

じどう けんり かん じょうやく わ せつめい しりょう
児童の権利に関する条約について分かりやすく説明した資料や
こ けんり か ぶんけん かず おお
子どもの権利について書かれた文献は数多くあります。

いち ど しら
よかったら一度調べてみてくださいね。

じ かい し
次回は、みんなに知っておいてほしいことについて
お話しします。待っていてください★彡

